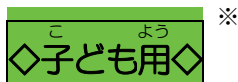


參 考 資 料



※子ども用の調査票は小学4年生から高校生等（高校生に該当する年齢の児童）まで同じ内容ですが、高校生等の調査票については、ふりがなはありません。

ぎふしこ けんり かん 岐阜市子どもの権利に関するアンケート

アンケートへのご協力^{きょうりょく}のお願い^{ねが}

このアンケートは、みなさんが生活の中でどんなことを感じているのか、どういう思いで暮らしているのかを知るために行うものです。このアンケートの結果をもとに、みなさんが暮らしを、より良いものにしていくための参考にしたいと思しますので、ぜひ協力してください。

■どんな人がアンケートに答えるの？

- このアンケートは、岐阜市に住んでいる小学生（4年生以上）、中学生、高校生などのみなさんに答えてもらいたいと考え、お願いしました。

■このアンケートは

- 名前を書く必要はありません。
- あなたが答えた内容を、他の人に知られることはありません。
- アンケートの結果からあなたに迷惑がかかることはありません。

かいどう ていしゅつ 回答・提出のしかた

- ★質問には、自分の考えを書いてください。
- ★鉛筆、シャープペンまたはボールペンで書いてください。
- ★答えは、あてはまる番号を「○」でかこんでください。
- ★答えの「○」の数は、質問ごとに違います。（例：「ひとつずつ」「いくつ選んでも」）
- ★思ったことをそのまま気軽に答えてください。
- ★答えられる範囲で答えてください。答えられないところがあったら答えなくてもかまいません。
- ★アンケートを配られたらその場で回答を記入し、学校で提出してください。*



あたかハートちゃん

* 郵送にて実施した高校生等の調査票における記載は以下のとおりです。
★回答を記入後、保護者の方とは別々に、同封した返信用封筒に入れて2015（平成27）年8月14日（金）までにポストに入れてください。

✿このアンケートは、岐阜市と岐阜市子どもの権利推進委員会が行っています。✿

*このアンケートに関するお問い合わせ先は、裏表紙をごらんください。

あなたのことについてお聞きします

問1 あなたの学年を教えてください。

1. 小学4年 (平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれにあたる学年)
2. 小学5年 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれにあたる学年)
3. 小学6年 (平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれにあたる学年)
4. 中学1年 (平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれにあたる学年)
5. 中学2年 (平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれにあたる学年)
6. 中学3年 (平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれにあたる学年)
7. 高校1年など (平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれにあたる学年)
8. 高校2年など (平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれにあたる学年)
9. 高校3年など (平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれにあたる学年)

問2 あなたの性別を教えてください。(答えたくない場合は、書く必要はありません)

1. 男
2. 女

あなたの思いやふだんの生活についてお聞きします

問3 あなたは自分について、どのように感じていますか。(それぞれひとつずつ選んでください)

① 自分のことが好きだ

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

② 自分は周りの人から大切にされている

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

③ 自分はだれかの役に立っている

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

④ 自分の考えや行動に自信がある

1. そう思う
2. まあそう思う
3. あまりそう思わない
4. そう思わない

⑤ 自分じぶんの考かんがえを話はなしたり、仲なかま間かんがといっしょに活かつどう動どうしたりできる

1. そう思おもう 2. まあ思おもう 3. あまり思おもわない 4. そう思おもわない

問4 あなたが安あんしん心しんし、ホッとしてできるのはどどんなところですか。 (いくつ選えらんでもいいです)

1. 自分じぶんの家いえ 2. 自分じぶんの部へや屋や 3. おじいさん、おばあさんいえの家いえ
 4. 親しんせき (おじ、おば、いとこなど) の家いえ 5. 友とも達だちの家いえ 6. 自分じぶんのクくラらス
 7. 学がっこう校こうの保ほけん健けん室しつ 8. 学がっこう校こうの図と書しょ室しつ 9. 塾じゅく やスすポぽーぽツつクくラらブ (スすポぽ 少しょう など)
 10. 公こう園えん 11. 児じ童どう館かんや公こう民みん館かん 12. コこンこビびニにエえンんスすトとア
 13. カかラらオおケけボぼクくスすやゲげーえムむセせンんタたー
 14. そほかのほ他か () 15. どどこここにもなない

問5 あなたが熱ねつちゅう中ちゅうしたり、夢むちゅう中ちゅうになっなったりできるのは、どどんなときですか。
 (いくつ選えらんでもいいです)

1. 家いえでの勉べん強きょう 2. 学がっこう校こうの授じゅ業ぎょう 3. 休やすみ時じかん間かんや放ほう課か後ご 4. 学がっこう校こうの行ぎょう事じ
 5. スすポぽーぽツつクくラらブ (スすポぽ 少しょう など) の活かつどう動どうや部ぶ活かつどう 6. 塾じゅく での勉べん強きょう
 7. 習ならいごごと 8. スすポぽーぽツつ 9. 友とも達だちとあその遊あそび 10. テてレれビびやゲげーえムむやカかラらオおケ
 11. スすマまーあトとフふォおンんやイいンんタたーあネねッつ 12. ボぼラらンんチちャあ活かつどう動どう
 13. そほかのほ他か () 14. ととくとにない

問6 あなたが疲つかれたり、傷きずついたり、不ふ安あんに思おもったりするののは、どどんなことですか。
 (いくつ選えらんでもいいです)

1. 学がっこう校こうの勉べん強きょうや宿しゅく題だい 2. 塾じゅく の勉べん強きょうや宿しゅく題だい 3. 学がっこう校こうの先せん生せいのこと
 4. 塾じゅく の先せん生せいやスすポぽーぽツつクくラらブ (スすポぽ 少しょう など) のコこーこチちのこと
 5. 友とも達だちのこと 6. スすポぽーぽツつクくラらブ (スすポぽ 少しょう など) の活かつどう動どうや部ぶ活かつどう
 7. 習ならいごごと 8. 自じ分ぶんのようららいしんろろの事こと 9. 自じ分ぶんのしんろろ (進しん路ろや受じゅ験けんなど)
 10. 親おやのこと 11. 兄きょう弟てい姉せい妹まいのこと 12. おじいさん、おばあさんこと
 13. スすマまーあトとフふォおンんやイいンんタたーあネねッつのこと
 14. そほかのほ他か () 15. ととくとにない

参考資料

と
問7 あなたが悩んだり困ったりしたとき、相談できる人はだれですか。
(いくつ選んでもいいです)

1. お父さん
2. お母さん
3. 兄弟姉妹
4. おじいさん、おばあさん
5. 親せき(おじ、おば、いとこなど)の人
6. 近所の人
7. 学校の先生
8. 保健室の先生(養護教員)
9. スクールカウンセラー(ほほえみ相談員など)
10. 塾の先生やスポーツクラブ(スポ少など)のコーチ
11. 友達
12. メル友やインターネットやゲームでの友達
13. 電話相談などの相談員
14. その他()
15. いない

と
問8 あなたは、次のような地域での活動に参加したことがありますか。参加したことがある活動に「O」をつけてください。(いくつ選んでもいいです)

1. お祭り
2. 市民運動会
3. ボランティア清掃活動
4. 防災訓練
5. スポーツイベント
6. 子ども会
7. 公民館イベント
8. 外国の人とふれあうイベント
9. 障がいのある人とふれあうイベント
10. 高齢者とふれあうイベント
11. 施設でのボランティア
12. その他()
13. とくにない

あなたと一緒に暮らしている人(お父さんやお母さんなど)についてお聞きします

と
問9 あなたと一緒に暮らしている人の中で、あなたのことをよくわかってくれる人はだれですか。
(いくつ選んでもいいです)

1. お父さん
2. お母さん
3. 兄弟姉妹
4. おじいさん、おばあさん
5. 親せき(おじ、おば、いとこなど)の人
6. いっしょに暮らす施設の職員
7. その他()
8. とくにいない

あなたのまわりのおとなについてお聞きします

と
問10 あなたは、あなたのまわりのおとな(A~Fの人)について、どんなふうに感じていますか。
(いくつ選んでもいいです)

A 保護者（お父さん、お母さんなど）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

B おじいさん、おばあさん（または、親せきの人）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

C 学校や施設などの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

D 塾や習いごとの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる
3. よいところを認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする
7. 意見を押し付けてくる
8. とくに感じていることはない

E スポ^{しょう}少^{ぶかつどう}や部活動のコーチについて

1. 話^{はなし}をしっかりと聞いてくれる
2. 悩み^{なや}や困り^{こま}ごとの相談^{そうだん}にのってくれる
3. よいところ^{みと}を認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意^{ちゅうい}したり叱^{しか}ったりしてくれる
5. 相談^{そうだん}にのったり、話し相手^{はな あいて}になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪^{わる}く言^いったりする
7. 意見^{いけん}を押し付^{お つ}けてくる
8. とくに感じ^{かん}ていることはない

F その他^{ほか}のおとな（近所^{きんじよ}の人^{ひと}など）について

1. 話^{はなし}をしっかりと聞いてくれる
2. 悩み^{なや}や困り^{こま}ごとの相談^{そうだん}にのってくれる
3. よいところ^{みと}を認めてくれる
4. よくないことをしたときには、注意^{ちゅうい}したり叱^{しか}ったりしてくれる
5. 相談^{そうだん}にのったり、話し相手^{はな あいて}になったりしてくれない
6. 自分のことをけなしたり、悪^{わる}く言^いったりする
7. 意見^{いけん}を押し付^{お つ}けてくる
8. とくに感じ^{かん}ていることはない

「あなたが意見^{いけん}を言^いったり、参加^{さんか}したりする機会^{きかい}」についてお聞きします

問11 あなたは、一緒^{いっしょ}に暮^くらしているおとなに、もっと気持ち^{きも}や意見^{いけん}を聞^きいてほしいと思^{おも}うことはどんなことですか。（いくつ選^{えら}んでもいいです）

1. 進路^{しんろ}・進学先^{しんがくさき}について
2. 塾^{じゅく}や習いごと^{なら}について
3. 成績^{せいせき}や勉強^{べんきょう}について
4. 友達^{ともだち}関係^{かんけい}について
5. 趣味^{しゅみ}について
6. テレビを見る時間^{み じかん}やゲームをやる時間^{じかん}について
7. スマートフォンやインターネットを使う時間^{つか じかん}について
8. 帰宅時間^{きたくじかん}（夕方^{ゆうがた}、家^{うち}に帰^{かえ}ってくる時間^{じかん}）
9. おこづかい（金額^{きんがく}など）
10. 休みの日^{やす ひ}などに家族^{かぞく}で出かけること（行き先^{い さき}など）
11. その他（^{ほか}）
12. とくにない

あなたを守る権利や相談するところについてお聞きします

問12 あなたは、「岐阜市子どもの権利に関する条例」について知っていますか。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市からもらったリーフレット（条例子ども版・概要版）で知っている
2. 学校の授業で勉強したので、知っている
3. 学校の行事（ひびきあいの日や講演会など）で聞いたので、知っている
4. 家族から聞いたので、知っている
5. 聞いたような気がするけれど、忘れてしまった
6. まったく知らない

問13 岐阜市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがあります。あなたが知っているところに「○」をつけてください。
(いくつ選んでもいいです)

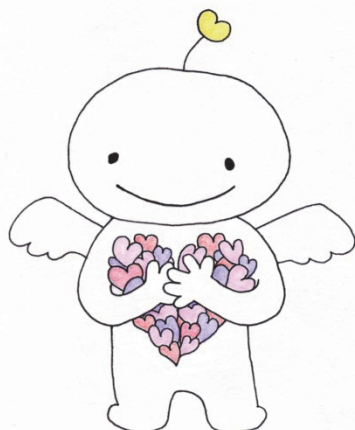
1. 岐阜市子ども・若者総合支援センター『エールぎふ』
2. 岐阜県総合教育センター（ほほえみ相談・学校支援課教育相談係）
3. 岐阜市役所（子ども支援課・人権啓発センター）
4. 中央子ども相談センター
5. 岐阜市教育委員会（学校指導課）
6. 岐阜地方法務局（子どもの人権110番・SOSミニレター）
7. 岐阜県青少年SOSセンター
8. 岐阜県警察（少年相談窓口・少年サポートセンター）
9. 岐阜県弁護士会（子どもの人権センター）
10. その他（ ） 11. どれも知らない

問14 もし、悩みや困ったことがあったとき、あなたはどのようなところだったら、相談してみようと思いますか。 (いくつ選んでもいいです)

1. 24時間いつでも電話などで相談できる
2. ひみつが守られる
3. どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる
4. お金がかからない
5. 問題を解決してくれる
6. あなたの気持ちや意見を代わりに言ってくれる
7. あなたと近い年齢の人が話し相手になってくれる
8. 問題解決の方法を教えてくれる
9. いざというとき逃げ込める(保護してくれる)場所がある
10. その他 ()

*お答えいただきありがとうございました、アンケートはこれで終わります。

協力してくださってどうもありがとうございました。
このアンケートを参考に、みなさんが、今よりもっと安心して、自分らしくいきいきと暮らすことができるように取り組んでいきます。



あったかハートちゃん

【アンケートについてのお問合せ】
岐阜市子ども未来部 子ども政策課
電話：058-265-4141
(内線 2231)
直通：058-214-2397

◇保護者用◇

岐阜市子どもの権利に関するアンケート



アンケートへのご協力をお願い



岐阜市では、「岐阜市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもたちが岐阜市で安心して、いきいきと生活できることを願って、さまざまな取組をしています。

このアンケートは、今後の岐阜市における子どもに関する施策のあり方を検討していく際、参考とさせていただくために実施するものです。ご協力をお願いいたします。

■どんな人がアンケートに答えるのでしょうか

- このアンケートは、市内の小学生・中学生・高校生等のお子様および、その保護者のみなさんに答えていただきたいと考え、市内に住所がある方で、小学4年生から高校3年生にあたる年齢のお子様の保護者の方をお願いしました。

■このアンケートは

- 名前を書く必要はありません。
- 回答の内容を、他の人に知られることはありません。
- アンケート結果からあなたに迷惑がかかることはありません。

■【子ども】とは、誰を想定して答えるのでしょうか

- このアンケートでの「子ども」は、2016(平成28)年4月1日に18歳になる人までをさします。
- お子様が複数おられる場合は、このアンケート用紙を学校から配布された、または郵便で届いたお子様についてお答えください。

回答・提出の方法

- ★質問には、あなたご自身の考えでお答えください。
- ★鉛筆、シャープペンまたはボールペンで書いてください。
- ★答えは、あてはまる番号を「○」でかこんでください。
- ★答えの「○」の数は、質問ごとに違います。(例:「ひとつずつ」「いくつ選んでも」)
- ★思ったことをそのまま気軽に答えてください。
- ★無理して全ての質問に答えていただく必要はありません。答えられる範囲で回答してください。
- ★小学生・中学生の保護者の方は、お子様が持ち帰ったアンケートに、ご家庭で回答を記入してから、学校で配られた封筒に入れて、**2015(平成27)年7月17日(金)※までに学校に提出してください。**
- ★高校生等の保護者の方は、回答を記入後、お子様とは別々の返信用封筒(2枚同封してあります)に入れて、**2015(平成27)年8月14日(金)までにポストに入れてください。**

※平成27年6月から7月にかけて調査を実施しました。6月に実施した調査票は6月付としました。

✿このアンケートは、岐阜市と岐阜市子どもの権利推進委員会が行っています。✿

*このアンケートに関するお問い合わせ先は、裏表紙をごらんください。

あなた自身と、アンケートについて答える子どものことについてお聞きします

問1 あなたの年齢を教えてください。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代 | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳代 | 8. 80歳代以上 | |

問2 あなたの性別を教えてください。（答えたくない場合は、書く必要はありません）

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問3 このアンケートについて答える子どもの学年等を教えてください。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 小学4年 | （平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれにあたる学年） |
| 2. 小学5年 | （平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれにあたる学年） |
| 3. 小学6年 | （平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれにあたる学年） |
| 4. 中学1年 | （平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれにあたる学年） |
| 5. 中学2年 | （平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれにあたる学年） |
| 6. 中学3年 | （平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれにあたる学年） |
| 7. 高校1年など | （平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれにあたる学年） |
| 8. 高校2年など | （平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれにあたる学年） |
| 9. 高校3年など | （平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれにあたる学年） |

あなたや子どもの思いやらだんの生活についてお聞きします

問4 あなたは、「子どもが自分（子ども）自身について、どのように思っている」と思いますか。
（それぞれひとつずつ 選んでください）

① 子どもは、自分のことが好きだと思っている

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. まあそう思う | 3. あまりそう思わない |
| 4. そう思わない | 5. わからない | |

② 子どもは、自分は周囲の人から大切にされていると思っている

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. そう思う | 2. まあそう思う | 3. あまりそう思わない |
| 4. そう思わない | 5. わからない | |

問7 あなたは、子どもが疲れたり、傷ついたり、不安に感じたりするのはどんなことだと思いますか。 (いくつ選んでもいいです)

- | | | |
|---------------------------------|-------------------|-------------|
| 1. 学校の勉強や宿題 | 2. 塾の勉強や宿題 | 3. 学校の先生のこと |
| 4. 塾の先生やスポーツクラブ (スポ少など) のコーチのこと | 5. 友達のこと | |
| 6. スポーツクラブ (スポ少など) の活動や部活動 | 7. 習いごと | |
| 8. 自分のからだや容姿のこと | 9. 自分の将来(進路や受験など) | 10. 親のこと |
| 11. 兄弟姉妹のこと | 12. 祖父母のこと | |
| 13. スマートフォンやインターネットのこと | | |
| 14. その他 () | | 15. とくにない |

問8 あなたは、子どもが悩んだり困ったりしたとき、相談できる人はだれだと思いますか。 (いくつ選んでもいいです)

- | | | | |
|-------------------------------|---------------------------|----------|---------|
| 1. お父さん | 2. お母さん | 3. 兄弟姉妹 | 4. 祖父母 |
| 5. 親せき (おじ・おば・いとこなど) の人 | 6. 近所の人 | 7. 学校の先生 | |
| 8. 保健室の先生(養護教員) | 9. スクールカウンセラー (ほほえみ相談員など) | | |
| 10. 塾の先生やスポーツクラブ (スポ少など) のコーチ | 11. 友達 | | |
| 12. メル友やインターネットやゲームでの友達 | 13. 電話相談などの相談員 | | |
| 14. その他 () | | | 15. いない |

問9 あなたは、子どもと一緒に暮らしている人 (あなたを含みます) の中で、子どものことをよくわかってくれる人はだれだと思いますか。 (いくつ選んでもいいです)

- | | | | |
|-------------------------|----------------|---------|-----------|
| 1. お父さん | 2. お母さん | 3. 兄弟姉妹 | 4. 祖父母 |
| 5. 親せき (おじ・おば・いとこなど) の人 | 6. 一緒に暮らす施設の職員 | | |
| 7. その他 () | | | 8. とくにいない |

問10 あなたは、子どもが言う事を聞かない時などに、子どもに対してどのような方法でしつけをしていますか。 (それぞれひとつずつ選んでください)

① 諭すように、冷静に口で伝えて注意する

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

② 大きな声で注意したり、しかったりする

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

③ 子どもを傷つけるようなことを言う

- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------|
| 1. よくする | 2. ときどきする | 3. ほとんどしない | 4. しない |
|---------|-----------|------------|--------|

④ テレビ、ゲーム、スマホなどを禁止する

1. よくする 2. ときどきする 3. ほとんどしない 4. しない

⑤ 家や部屋の中で（または、家の外で）反省させる

1. よくする 2. ときどきする 3. ほとんどしない 4. しない

問 11 あなたは、子ども自身が、子どものまわりのおとな（A～Fの人）について、どのように感じていると思いますか。

（いくつ選んでもいいです）

A 一緒に暮らす人（保護者）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

B 祖父母（または、親せきの人）について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

C 学校や施設などの先生について

1. 話をしっかりと聞いてくれる
 2. 悩みや困りごとの相談にのってくれる 3. よいところを認めてくれる
 4. よくないことをしたときには、注意したり叱ったりしてくれる
 5. 相談にのったり、話し相手になったりしてくれない
 6. 自分のことをけなしたり、悪く言ったりする 7. 意見を押し付けてくる
 8. とくに感じていることはない

子どもの人権を守る条例や相談するところについてお聞きします

問13 あなたは、「岐阜市子どもの権利に関する条例」について知っていますか。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市から配布されたリーフレット(条例子ども版・概要版)を見て、知っている
2. 学校の保護者会(PTA等の研修会など)で聞いたので、知っている
3. 学校の行事(ひびきあいの日や講演会など)で聞いたので、知っている
4. 子どもから聞いたので、知っている
5. 行政等が主催する研修会で聞いたので、知っている
6. 聞いたような気がするけれど、忘れてしまった
7. まったく知らない

問14 岐阜市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがあります。あなたが知っているところに「○」をつけてください。
(いくつ選んでもいいです)

1. 岐阜市子ども・若者総合支援センター『エールぎふ』
2. 岐阜県総合教育センター(ほほえみ相談・学校支援課教育相談係)
3. 岐阜市役所(子ども支援課・人権啓発センター)
4. 中央子ども相談センター
5. 岐阜市教育委員会(学校指導課)
6. 岐阜地方法務局(子どもの人権110番・SOSミニレター)
7. 岐阜県青少年SOSセンター
8. 岐阜県警察(少年相談窓口・少年サポートセンター)
9. 岐阜県弁護士会(子どもの人権センター)
10. その他()
11. どこも知らない

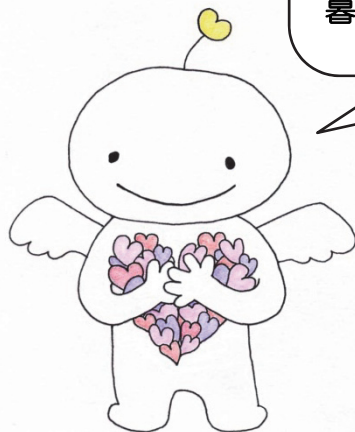
問14-2 問14で「○」をつけたけれど利用したことがない人にお聞きします。利用したことがない理由は何ですか？ (いくつ選んでもいいです)

1. 連絡先がわからないから
2. 何を相談するところなのかわからないから
3. ちゃんと相談にのってくれるか不安だから
4. 相談したことをだれかに知られるのが嫌だから
5. 相談しても解決しないと思うから
6. とくに相談することがないから
7. その他()

問15 あなたは、あなた自身が子どものことで悩んだり、子どもが悩んだり困ったりしたとき、どんな相談窓口であれば利用したい(利用できる)と思いますか。(いくつ選んでもいいです)

1. 24時間いつでも電話などで相談できる
2. プライバシー(秘密)が守られる
3. どんな話でもしっかりと最後まで聞いてくれる
4. お金がかからない
5. 問題を解決してくれる
6. あなたや子どもの気持ちや意見を代わりに言ってくれる
7. あなたと近い年齢の人や同性の人が話し相手として対応してくれる
8. 問題解決の具体的な方法を教えてくれる
9. いざというとき逃げ込める(保護してくれる)場所がある
10. その他()

*お答えいただきありがとうございました、アンケートはこれで終わりです。



あったかハートちゃん

ご協力いただきありがとうございました。
この結果をもとに、岐阜市の子どもたちが、
今よりもっと安心して、自分らしくいきいきと
暮らせるように取り組んでいきます。

【アンケートについてのお問合わせ】

岐阜市子ども未来部 子ども政策課

電話：058-265-4141

(内線 2231)

直通：058-214-2397

○岐阜市子どもの権利に関する条例

〔平成18年3月27日〕
〔 条 例 第 15 号 〕

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利（第3条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第14条）

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務（第15条）

第5章 子どもの権利推進委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害^{しんがい}されることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援^{しえん}するまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同様に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、すべての子どもの幸せのために、子ど

もの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

2 この条例において「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

(のびのびと育つ権利)

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にか

かける権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事らについて意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかける権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍のちがい、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(市の責務と役割)

第9条 市は、市民と協働して必要な施策を策定し、実施し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、前項の責務を果たすため、次にかける役割をになうものとします。

- (1) さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。
- (2) 子どもがなやみや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることにに関して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。
- (3) 市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を保障する環境の整備に努めること。
- (4) 市の組織を充実させるとともに、他の関係機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済するため、必要な施策を実施すること。
- (5) 子どもが、市の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

(保護者の責務と役割)

第10条 保護者は、自分が、養育する子どもの権利を保障するための第一義的な責任を負うことを認識し、その権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもに愛情を持って接し、子どもの安全と健康のために最大限の配慮^{はいりよ}をすること。
- (2) 子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努めること。
- (3) 家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮^{はいりよ}するとともに、適切な生活習慣^{きそてき}と基礎的な社会性が身につくよう努めること。
- (4) 子どもを虐待^{ぎやくたい}しないこと。
- (5) 子どもの大切な秘密を不当に侵害^{しんがい}しないように努めること。
- (6) 子どもの意見を尊重するよう努めること。

(地域住民の責務と役割)

第11条 地域住民は、身近にいる子どもに関心を持って見守り、働きかけ、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもの権利を守り、子どもが一人の人間として健やかに成長^{すこ}していくことができるよう、安全で安心なコミュニティづくりに努めること。
- (2) 子どもを見守り、必要に応じて関係機関へ連絡や相談をするなどの支援^{しえん}に努めること。
- (3) 子どもが、地域の活動について情報を取得し、意見を述べ、主体的に参画することができるよう努めること。

(子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者の責務と役割)

第12条 子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、子どもが主体的に育ち・学ぶことができる環境^{かんきよう}をつくり、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 子どもが育ち・学ぶ施設^{しせつ}の関係者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った施設^{しせつ}の運営を図るよう努めること。
- (2) 虐待^{ぎやくたい}、体罰、いじめなどについての相談、救済^{きゆうさい}、防止のために措置^{そち}を講じるとともに、関係者や関係機関との連携^{れんけい}に努めること。
- (3) 施設^{しせつ}の運営について子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めること。
- (4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育や教育などを行うとともに、子どもが必要とする情報を提供するよう努めること。

(事業者の責務と役割)

第13条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、子どもの権利を尊重できるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 事業活動が子どもに深く影響をおよぼす場合があることを認識し、子どもの権利に配慮した事業活動を行うよう努めること。
- (2) 事業所で働く従業者に対し、子どもの権利が保障されるための必要な措置を講じるとともに、子どもの権利についての理解をうながすよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、子どもの権利を守るため、相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、各々の役割を通して、子どもが自分の権利について自覚するよううながすとともに、子どもが他の人の権利を尊重することの大切さを理解することができるよう努めなければなりません。

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務

(子どもの責務と役割)

第15条 子どもは、自分の権利について自覚し、他の人の権利を認め、尊重するよう努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 自分の権利について学び、正しく行使することを通して自分の権利を実現するよう努めること。
- (2) いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為がなくなるよう努めること。
- (3) 地域活動やボランティア活動などに主体的に参画するよう努めること。

第5章 子どもの権利推進委員会

第16条 市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障されるよう、岐阜市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、次にかかげる事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めます。

- (1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。
- (2) 子どもの権利の保障の状況に関すること。

- 3 推進委員会は、前項各号に定める事項について、必要があると認められた場合は、市に対して提言することができます。
- 4 推進委員会は、委員15人以内で組織します。
- 5 委員は、次にかかげる者のうちから、市長が委嘱、任命をします。
 - (1) 人権擁護、教育、児童福祉、保健医療の関係者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募に応じた市民
 - (4) 前3号にかかげる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、再任されることができます。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑 則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

岐阜市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書作成の経緯

年 月 日	内 容
平成27年6月～8月	岐阜市子どもの権利に関するアンケート調査実施
平成27年10月26日	第1回岐阜市子どもの権利推進委員会
平成28年2月16日	第2回岐阜市子どもの権利推進委員会

岐阜市子どもの権利推進委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

委 員 名	所属団体等
大塚光子	岐阜地区知的障がい者育成会
小川 繁	岐阜市青少年育成市民会議
加藤拓真	岐阜市PTA連合会
○加納誠司	愛知教育大学 准教授
葛谷康子	公募委員
坂口祐紹	岐阜市民生委員・児童委員協議会
高橋幸代	岐阜人権擁護委員協議会岐山地区部会
塚上朱理	公募委員
丹羽美彦	岐阜市小中学校長会（中学校）
橋本雅康	岐阜市小中学校長会（小学校）
藤盛晃世	公募委員
古川健次	岐阜県児童福祉協議会
三浦陽平 （前任：神田泰作）	公益社団法人 岐阜青年会議所
◎溝口博司	岐阜県弁護士会
三輪由香	一般社団法人 岐阜市医師会

(50音順 敬称略)